

議案第 29 号

専決処分の承認を求めることについて

鴨川市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について、緊急を要すると認め、別紙のとおり専決処分したので、議会の承認を求める。

令和 7 年 4 月 28 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

専決第 4 号

専決処分書

議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、鴨川市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市条例第 18 号

鴨川市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 37 年 3 月 31 日」を「令和 17 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。